

センシティブ個人情報の識別ガイドラインに関する一考察

弁護士法人大江橋法律事務所
弁護士 竹田 昌史

PROFILE

一、総論

1. センシティブ個人情報を巡る近時の動向

中国の個人情報の越境移転規制については、2024年3月22日付で「データ越境の流動促進と規範に関する規定」(以下「流動促進規定」といいます。)が公布、同日付で施行され、また併せて関連ガイドラインが公表されました。これら一連の規定により、個人情報の越境移転に伴う対行政当局対応の条件が大幅に緩和され、日本企業を含む外資企業の負担も軽減される結果になりました。

他方、個人情報の中でも慎重な取り扱いが求められる「センシティブ個人情報」(中国語:敏感个人信息)については特段緩和されていません。また我々の日頃の業務においても、通常の個人情報については流動促進規定の基準に基づく判断が比較的容易ですが、センシティブ個人情報については、具体的にどういった情報がその範疇に入るのか、更に形式的には該当するものの具体的な事案の中で果たして本当にセンシティブ個人情報に該当すると判断すべきか、判断が難しいところがあります。

上記のような状況の中、少し前の話にはなりますが、2024年9月14日付で、全国ネットワーク安全標準化技術委員会から、「センシティブ個人情報識別ガイドライン」(以下「識別ガイドライン」といいます。)が公布されました。識別ガイドラインは正式な法令ではありませんが、関連する法令や国家標準による識別基準がない現状では一定程度参考にすることができます。そのため、以下では、当該ガイドラインのポイントについて、簡単に実務の視点も踏まえつつ解説します。

2. 識別ガイドラインの構成

識別ガイドラインは、主に「センシティブ個人情報の識別ルール」と「典型的なセンシティブ個人情報」について規定しています。センシティブ個人情報の識別ルールでは、複数の視点からセンシティブ個人情報への該当性の判断基準が示されています。典型的なセンシティブ個人情報では、それに該当する典型的な情報類型について規定し、更に別紙として同情報の例示表が付されています。

二、センシティブ個人情報の識別ルール

識別ガイドラインによれば、以下のような判断基準に従ってセンシティブ個人情報への該当性を判断するものとされています。

1. 権利侵害の性質に照らした判断基準

① ひとたび漏洩し又は不法に使用されれば、個人の人格の尊厳に対する侵害を引き起こしやすい個人情報
個人の人格の尊厳に対する侵害を引き起こしやすい場合の具体例としては、個人のネットアカウントへの不正侵入、通信詐欺、個人の名誉への侵害や差別的取扱(例えば個人の性的志向、病歴等の履歴情報の漏洩等により引き起こされる差別的取り扱い)等が挙げられています。

② ひとたび漏洩し又は不法に使用されれば、個人の人身の安全が損なわれやすい個人情報
例えば、個人の位置情報や移動履歴等が挙げられます。もし個人の位置情報が漏洩し又は不法に使用された場合、個人の人身の安全が損なわれやすいといえます。

③ ひとたび漏洩し又は不法に使用されれば、個人の財産の安全が損なわれやすい個人情報
例えば、金融口座情報等が挙げられます。もし銀行の口座情報が漏洩し又は不法に使用された場合、個人の財産の安全が損なわれてしまいます。

2. 情報の類型に照らした判断基準

識別ガイドラインで定める「典型的なセンシティブ個人情報」に該当する場合には、センシティブ個人情報に該当するものとされます。但し、それらの個人情報が上記一番目の識別ルールで定める①～③の事由いづれにも該当しないことを示す十分な理由と証拠がある場合、センシティブ個人情報に該当しないものとされます。

3. 情報の融合に伴う性質の変化に照らした判断基準

一つの個人情報を単体で見れば一般的な個人情報に過ぎないものの、個人情報が複数集約又は融合することにより全体としての属性に変化がみられる場合、その属性の変化を考慮しなければならず、集約又は融合された全体的な個人情報が漏洩又は不法に使用されることで個人にもたらされる影響を分析したときに上記一番目の識別ルールで定める①～③の地涌のいずれかに該当する場合には、全体的な個人情報がセンシティブ個人情報と見做されます。例えば、BtoCビジネスにおける顧客の氏名が単体では一般的な個人情報ですが、

それが百万件前後まで集約された場合が挙げられます。

4. 法律規定に基づく判断基準

法律法規にて別途センシティブ個人情報であると規定する場合には、同規定に従うことになります。

以上の4つの識別ルールは、基本的には中国の個人情報保護法で定めるセンシティブ個人情報の定義の内容を権利侵害の内容や情報の類型に照らして分類、整理したものです。もっとも、実務上の意味を考えると、形式的にはセンシティブ個人情報の範疇に入るものの事案の具体的な状況に照らすと同個人情報とは言い切れない場合も比較的多くあります。そのため、今回の識別ルールにおいて該当しない場合における判断要素が提供されたという意味では、各企業にて実際の判断をする際にも有益な内容と思われま

三、典型的なセンシティブ個人情報

1. 類型

識別ガイドラインによれば、典型的なセンシティブ個人情報として以下のような分類がされています。

(典型的なセンシティブ個人情報の類型)

類型	内容
生物識別情報	個人の物理的、生物的又は行為的特徴に対する技術的処理により得られた個人情報であって、それ単独又は他の情報と組み合わせることにより個人を識別できるもの。例えば、遺伝子情報、人の顔情報等が挙げられます。
宗教信仰情報	個人が信仰する宗教、宗教組織、宗教活動に関連する個人情報
特定身分情報	個人の人格的尊厳や社会的評価に対し重大な影響を有する又はその他公開に適さない身分情報（特に社会的差別につながる可能性のある特定身分情報については、例えば、身体障害認定を受けた個人の情報等が挙げられます）。
医療健康情報	個人の通院履歴、身体的又は精神的な健康状態に関連する個人情報
金融口座情報	個人の銀行、証券等の口座及び口座資金取引関連の個人情報

位置情報や移動履歴情報	個人の一定期間内における具体的な地理的位置、活動地点及び活動履歴の移動及び変化によって構成される連続的な履歴情報
14歳未満の未成年の個人情報	
その他のセンシティブ個人情報	上記情報以外に、ひとたび漏洩し又は不法に使用されれば、個人の人格の尊厳の侵害を引き起こしやすい、又は人身、財産の安全が損なわれやすい個人情報。

2. 典型例

識別ガイドラインでは、別紙として典型的なセンシティブ個人情報の類型別の例示表が付されています。センシティブ個人情報の例示表は、2020年に公布、施行された「情報安全技術・個人情報安全規範2020」（GB_T 35273-2020、以下「安全規範」といいます。）という国家標準でも公開されており、基本的には2020年の安全規範と同じになっています。もっとも、識別ガイドラインの例示表では、2020年の安全規範の例示表に記載されていたウェブサイトの閲覧記録、アドレス帳、友人リスト、グループチャットのリストが列挙されていません。なお、識別ガイドライン作成にあたっての参考文献として2020年安全規範が挙がっています。

四、最後に

今回の識別ガイドラインでは、依然として明確にされていない内容があるものの、全体としてみれば、実際の企業活動の場面でしばしば問題となりながらも、その判断要素に乏しかったセンシティブ個人情報の該当性判断に一つの手がかりを与えてくれるものと考えられます。センシティブ個人情報の中には、その性質や数量次第では、重要データという別の概念に変化する場合もあるため、日々の実務においても引き続き注目していく必要があると思われま

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ☒メールアドレス：info_china@ohebashi.com

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。